

総務課

元号を改める政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

1 背景

平成31年4月1日、元号を改める政令（平成31年政令第143号）が公布され、改元日以降の元号が「令和」と定められました。

元号を改める政令（抄）（平成31年政令第143号）
内閣は、元号法（昭和54年法律第43号）第1項の規定に基づき、この政令を制定する。
元号を令和に改める。

2 国の対応について

国は、「元号を改める政令等について（平成31年4月2日付総務省地域力創造審議官通知）」において、「法令については、「平成」を用いて改元日以降の年を表示していても、有効であり、原則、改元のみを理由とする改正は行わない」旨の考え方が示されました。

3 区の例規整備の考え方について

「平成」を用いて改元日以降の年を表示していても有効である、との考え方が国から示されましたが、区では、条例の規定を区民により分かりやすいものとするため、改元日以降の年表示について「平成」としているものを早期に「令和」に改めることとし、対象となる15条例の規定を整備します。

4 関係条例の改正方法について

改元日以降の日付等を「平成」で表記している15条例のうち、今定例会で内容の改正を予定している6条例については当該条例の改正に合わせて、そのほかの9条例については一括条例により改正を行います。

規定の整備例	
港区介護保険条例新旧対照表（第七条関係）	
改正案	現行
(保険料率等) 第七条 平成三十年度から令和二年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 一～十七 (略)	(保険料率等) 第七条 平成三十年度から平成三十二年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 一～十七 (略)

以下素材

元号を改める政令 (平成31年政令第143号)
内閣は、元号法(昭和54年法律第43号)第1項の規定に基づき、この政令を制定する。
元号を令和に改める。

附 則

この政令は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法(平成29年法律第63号)の施行の日(平成31年4月30日)の翌日から施行する。

参考

元号法 (昭和54年法律第43号)
元号法をここに公布する。
元号法
1 元号は、政令で定める。
2 元号は、皇位の継承があつた場合に限り改める

【参考】港区における過去の一括条例

- ①平成20年1定：港区職員定数条例等の一部を改正する等の条例
→ 地方自治法の改正による収入役制度廃止に伴う「収入役」という文言の削除等
※30条例の改正、1条例の廃止
- ②平成18年4定：港区助役定数条例等の一部を改正する条例
→ 地方自治法の改正に伴う「助役」を「副区長」とする文言改正
※37条例の改正
- ③平成28年3定：地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
→ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う新教育長制度により、指定管理者に指定することができない法人に教育長が役員となっている団体を加える改正
※25条例の改正